

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業			担当部局	社会・援護局障害保健福祉部			作成責任者	
事業開始年度	平成21年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室			江浪 武志	
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費の国庫補助について(平成24年4月5日厚生労働省発障0405第14号)				
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)の円滑な実施の観点から、医療観察法に基づく指定入院医療機関の周辺の地域における地域共生施設の整備、その他の地域の共生に寄与する事業を促進することにより、継続的な医療提供の確保と社会復帰を図り、もって対象者の自立した日常生活及び社会生活を実現する。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進めるため、医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、地域の共生に寄与する事業の実施に必要な経費を補助する。(補助率10/10) ○地域共生施設(道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設)の施設・設備整備 ○地域共生事業(地域共生ステーション事業、教育文化事業)								
実施方法	補助								
予算額・執行額(単位:百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算の状況	当初予算	50	30	29	29			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	297	195	-	-			
		翌年度へ繰越し	▲195	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		152	225	29	29	0		
	執行額		115	186	0				
執行率(%)		76%	83%	0%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	事業実施箇所数	実績			自治体	1	2	0	
		目標値			自治体	1	3	1	1
単位当たりコスト	算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	X/Y X:支出額(前年度からの繰越し分を含む) Y:事業実施箇所数			単位当たりコスト	百万円	115	93	0	29
				計算式	X/Y	115/1	186/2	0/0	29/1

平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金	29		
	計	29	0	

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設の整備等を支援するものであり、国が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設の整備等を支援するものであり、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設の整備等を行う事業であり、優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備状況等を踏まえ、当該補助金の交付先を適切に選定し、支出している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	医療観察法に基づき、対象者の円滑な社会復帰のため、地域の共生に寄与する施設整備等に必要な経費を国が補助することとしているものである。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	補助事業者が事業を実施するに当たっては、入札等を行い事業費の削減に努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業計画等を審査し、事業目的達成のために必要な経費に限って支出している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	指定入院医療機関の整備計画の遅れにより、見込んでいた事業を実施できなかったものである。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		×	指定入院医療機関の整備計画の遅れにより、見込んでいた事業を実施できなかった。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		×	指定入院医療機関の整備計画の遅れにより、見込んでいた事業を実施できなかった。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	当該補助金により整備された施設等は、地域の共生のために活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	地域共生事業は、指定入院医療機関の医療観察病棟が設置される地域の都道府県、市町村が実施する事業を促進するために補助を行うものである。指定入院医療機関整備等は、医療観察病棟の整備を行う都道府県、特定地方独立行政法人等に対して必要な経費を負担するものであり、内容の異なる事業である。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部	783	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等		
点検・改善結果	点検結果	医療観察法による裁判所の決定を受けた対象者に対し、医療観察法第81条第1項により、国はその精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を提供することとされ、本事業は、医療を実施する指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設の整備等を行うものである。指定入院医療機関の新規整備数の減少に伴い事業実施箇所数は減少しているが、計画的に予算計上を行っているところである。			
	改善の方向性	引き続き、指定入院医療機関の整備状況等を踏まえ、適正な予算措置を講じていくものとする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	516	平成23年度	469	平成24年度	413
平成25年度	772	平成26年度	770		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
29百万円

〔 都道府県・市町村に対する交付決定 〕



【補助】

A. 地方自治体(〇県)
〇百万円
※平成26年度は執行実績なし

〔 地域共生施設の施設・設備整備
地域共生事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A. 執行実績なし			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					